

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700058号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700132号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月2日及び平成18年12月1日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年12月2日及び平成18年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月2日及び平成18年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月2日
② 平成18年12月1日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。請求期間について、賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社の回答及び当該事業所の事務担当者の陳述並びに同僚から提出のあった賞与の支給明細書により、請求者は、平成17年12月2日及び平成18年12月1日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月2日及び平成18年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700168号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700133号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年10月2日から平成20年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成16年10月2日に喪失しているが、請求期間においても、同社に勤務し、社会保険にも加入していたはずなので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者はA社における厚生年金保険被保険者資格を平成16年10月2日に喪失しており、当該喪失に係る処理が平成20年9月26日に行われていることが確認できる。健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、請求者が平成16年10月2日に資格喪失した旨の届出を、事業主が平成20年9月25日に提出していることが確認できる。

また、社会保険事務所(当時)がA社の事業主に送付した「事業実態の確認について」に対する「回答」(平成20年9月25日付)には、請求者の退職日が平成16年10月1日であり、同日から同社が休業している旨記載されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票の事蹟欄には、同社が請求期間において営業していたことをうかがわせる記載はない。

加えて、同僚に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態がうかがえる回答はなく、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主からは照会に対する回答がない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。